

平成 27 年度事業報告書

自 平成 27 年 6 月 1 日

自 平成 28 年 5 月 31 日

I. 概 要

平成27年度（27年6月～28年5月）の我が国経済をみると、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられたが、雇用・所得環境が改善する中、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。物価の動向をみると、原油価格等の下落の影響があるものの、経済の好循環が進展する中で、物価の基調は緩やかに上昇している。

一方で互助会業界を取り巻く環境は、少子高齢化、消費者ニーズの多様化、施行単価の減少等により厳しい状況にあり、さらには、訪問販売への特定商取引法の改正などの動きもあって、消費者保護を求める社会的な要請がより高まることとなった。

このような状況の中、環境変化に迅速かつ的確に対応するとともに、一般消費者の利益の保護及び増進並びに福祉の向上に寄与する事業への取り組みを一層強化し、互助会業界の健全な発展を図っていくこととした。

消費者トラブル対策として、消費者トラブルの低減に向けたキャンペーンによる会員への周知徹底と、特商法及び消費者契約法の規制強化を前提にした「自主規制団体化」への取り組みによる外務員登録制度や消費者紛争処理スキームの導入について検討をおこなった。さらに、解約手数料の見直し状況については、平成25年12月に公表された「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会報告書」を参考に、各社毎に解約手数料の見直しをお願いしてきた。

新たな取組として、互助会保証㈱と研究会を立ち上げ、消費者保護の強化のための新しいセーフティネットの創設について検討を行うとともに、冠婚葬祭産業の中長期における課題や対応策について検討を行った。また、深刻化する独居者・高齢者問題に対応するために、独居者・高齢者支援に向けた自治体等との協定について検討するとともに、生前予約型のオーダーメイド型約款の導入について検討を行った。

また加盟各社のコンプライアンス体制の強化、消費者に対して質の高いサービス提供するため研修事業の強化、個人情報保護管理の徹底、解約対応の適正化、会員管理の推進などにより消費者利益の保護及び増進に取り組んだ。

更に、一般社団法人として、次の会長基本方針に基づき事業を実施した。

平成27年度会長基本方針

1. 命題（大テーマ）

(1) 互助会システムの存在理由の総括と未来への変革

戦後に発生したこの互助会システムが現在に至るまでどういった役割を果たしてきたのか。その功罪をしつかり分析した上で21世紀における互助会の役割とシステムを法律を睨みながら変えるべきところを変え消費者に必要とされるシステムに改善していく。

(2) 「全互協ブランド」の創設と消費者向け発信能力の向上

従来、全互協は加盟互助会向けの施策が多く、2000万人を超える各社の保有する互助会会員向けの施策は多くはなかった。我々が本来与えられている社会的責務を再確認し互助会会員に寄り添う機関としてブランド力の向上を念頭に活動を見直す。

(3) 業界を取り巻く諸問題についてのスムーズな解決

既に現実化している業界内の問題に対して適切な解決方法を策定し、互助会事業者の安定した健全な発展の道筋をつける。

2. 小命題（具体的個別テーマ）

1 冠婚葬祭儀式と互助会を見つめ直す活動

(1) 儀式文化継承のための検討と発信

消費者は過去と違い膨大な情報量の中で生活している。その結果過去の慣習やしきたりにとらわれないで自らの生活様式を変化させてきた。我々の取り扱う二大儀式についてもこの10年で大きく変化をしているが、古来より続く儀式の本質の部分がややないがしろにされてきているとも言える。互助会が果たしてきた役割も含めて継承すべきものが何であるかをしっかりと検討し、継承すべきものの大しさを訴える活動を外向きに行う。

(2) 儀式創新

一方で、海外の慣習や商業的施策によって過去になかった儀式や一地域でしか行われなかつたこともおよそ一般的に認知され始めている。前年度においても検討を進められている「儀式創新」について更に深掘りをするとともにその具体的活動について検討をすすめる。

(3) 他団体とのコラボレーション

儀式の変化に伴い活動の形が変わってきている業界（仏教界等）との交流活動の可能性を検討し、儀式の本質を継承する活動の相互協力や互助会会員に有益な「情報」や「商品」を提供できないかの検討を行う。

(4) 「儀式継創委員会」の設置

上記の内容を具体的に検討実施するために新委員会を設置する。

2 全互協ブランドの構築

(1) 外務員教育の強化（外務員登録制度の義務化の検討）

昨今の企業活動のあり方においてコンプライアンス（法令遵守）活動はなくてはならないものであり、互助会における苦情の大半が募集行為の結果で生じている現実である以上更なる高みを目指したものにすべきと考える。特に財務情報の公開を念頭に理念だけでなく各社のコンプライアンス活動を通じたレベルアップをはかり苦情を減少させる。そのために、「外務員登録試験制度」を発展させ、これを全許可互助会に普及させ協会に募集人登録を義務づけることによって協会の一元管理（保険会社型）が業界全体の信用力保持とならないかの検討を始める。

(2) 冠婚葬祭施行品質の平準化

消費者が安心して施行の依頼ができる事業者としての客観的な位置づけ（全互協ブランド）の構築のため施行技術（見積もり・施行内容）の標準化の作業をすすめ他団体にない「信用」をブロック活動を通じて構築する。（研修会・一般向けセミナーの共同開催等）

(3) 「全互協版ADR」の検討

会員と互助会との今後の関係において他の業界団体でも認証を受けている裁判外紛争解決手続きについて当業界での必要性について慎重に検討を始める。

(4) オーダーメイド型互助会約款の新設

現代の高齢化社会の問題は戦後の核家族化による老人と現役世代との生活の分離から生じている原因が多く、家族であっても意思疎通に齟齬をきたしているといえる。「家族葬」「直葬」「おひとりさま」「孤独死」等の業界にあふれているキーワードが示す答えは「自分のことは自分で始末をつけなければならない」という現実を示す。故に、互助会システムもまた「家族」という複数を対象にする商品のみではなく「おひとりさま」にも対応できる「個別オーダー型」の互助会約款の新設を検討する。

3. 業界を取り巻く課題の解決への取り組み

(1) 「政策統括室」の設置

会長の諮問機関として設置し総務並びに政策委員会の重要案件についてサポートを行う。

(2) 解約手数料問題の事後対応

経産省における研究会の結果や各個別訴訟の判決を踏まえ、加盟各社向けに適切な情報の提供と約款監修を通じた指導を行う。

(3) 27年問題への対応

役務保証機構と安心ネットワークを一本化し、新設する「互助会加入者施行支援機構」の支援機能を充実させ、また、「経営相談室」の稼働を通じ、経産省・互助会保証・日本割賦保証とも連絡を密にとりながら消費者や加盟各社が不利益を被らないように適切に対処する。

(4) 28年6月の全社情報公開にむけた対応

既に決議されている互助会の情報公開（財務データ含む）に対し適切な準備をすすめスムーズな公開を目指す。

(5) 対外発信能力の向上

協会のホームページの位置づけをより消費者視点に変更していくとともに、互助会会員のみならず一般消費者にも有用な情報を逐次掲載する。また積極的に協会の社会的活動や業界の信用力保持に利用する。

(6) 社会貢献基金の使途の見直し

「冠婚葬祭事業」が各社の主要業務であることを再認識し、消費者の身近に支援が行われるような形を目指す。

(7) 予算の再分配（広報予算の拡充）

ホームページの改定並びに各種の活動に一定の予算を計上し、内向きから外向きに姿勢転換を図る。

以上について委員会毎に仕分けをし、平成27年度の事業計画を実施した。

II. 事業内容

1. 総括運営事業（総務委員会）

1) 特商法・消費者契約法について

今通常国会では、特商法・消費者契約法の改正の中で、不招請勧誘に関する規律の強化について審議されていないが、今後特商法の5年見直し等により、同様の議論が惹起される可能性があり、対策として、冠婚葬祭互助会業界が不招請勧誘等の適用除外の可能性を残すため、（公社）日本訪問販売協会と同様な自主規制団体化を行う。そのため、現在の外務員登録制度、消費者紛争処理体制、互助会処分体制を強化し、募集資格者等登録制度、契約者紛争処理制度、互助会及び募集資格者処分制度とし、規程類等の整備を行った。今後は、顧問弁護士のリーガルチェックを受け、8月24日に開催される第6回総会に上程を行う。

2) 冠婚葬祭互助会総合力調査について

3年毎に、実施される冠婚葬祭総合力調査を実施し、今回は全互協の立ち位置等を対外的に説明できる報告書とするため、対象範囲を互助会、施行会社、関連事業者（専属取引会社等）等とし、雇用、事業規模を中心に取りまとめを行い、第23回理事会に上程後、回答者に報告書を配布した。

3) 解約手数料訴訟リスク低減について

各種裁判結果を検証し、検証結果について会員各社に共有を行った。また、現行の入会から解約までに係る費用を解約手数料として徴求するのではなく、入会時に係る費用を加入手数料とし、ランニング費用と解約に係る費用を解約手数料として徴求する方法の検討を行ったが、各種裁判結果が揺れているため、検討を中断し、今後出てくる裁判結果を確認の上、再度検討することになった。

4) 集団訴訟法施行に伴う見直しについて

解約手数料裁判結果の確認を行い、3) 解約手数料訴訟リスク低減についてと同様に加入手数料制度を検討したが、各種裁判結果が揺れているため、今後出てくる裁判結果を確認の上、対応を行うことになった。

5) のれん償却について

会員引受等に伴い、計上されるのれんの税法上の償却で、5年強制償却される「資産調整勘定」と合理的に見積もった結果、会計上の償却年数と同様に償却される「営業権」について、各社が会員引受状況等をもとに選択することになった。

6) 印紙税について

印紙税の要件等を確認し、「入金状況通知」等のフォーマットの検討を行った。

7) 割賦販売法に基づく立入検査における、指摘事項の改善依頼について

平成26年4月、平成26年9月に経済産業省商取引監督課商取引検査室から立入検査における指摘事項の中で、一部改善依頼を行っていない指摘事項のうち、「3. 契約約款関係（1）契約約款の役務サービス等の金額表示」、「11. 帳簿の備付け」については、対応方針として平成28年5月26日に発出した「割賦販売法に基づく立入検査における指摘事項への対応状況について」で周知した。また、「3. 契約約款関係（2）契約約款の「上級」、「高級」等の表示」、「6. 会員証関係（再発行手数料の徴収）」については引き続き、経済産業省と協議を行う。

8) 景品表示法について

広告による一般価格と会員価格の差額表示等において、どのような諸条件を満たすことで問題にならないかについて検討を行った。引き続き次期の委員会で検討を行う。

9) 災害支援、局地的災害支援に伴う管理体制の構築、災害時支援協定の促進について

各ブロックにおける平時・災害時の情報伝達網、備蓄状況の調査を行い、取りまとめを行った。

また、災害発生時の地方自治体との連絡・支援体制の強化を図るため、各ブロック長に対し、災害時支援協定を市区町村と共に、都道府県庁とも締結を促進する依頼を行った。本年度は、13件の協定を締結し、累計125の協定が締結された。

*本年度協定締結をした自治体：飯豊町《27.7.17》、岐阜市《27.9.16》、吉川市《27.9.28》、小国町《27.12.1》、東松山市《28.2.15》、行田市《28.2.19》、山辺

町《28.2.24》、寒川町《28.3.9》、長久手市《28.3.24》、津島市《28.3.27》、倉吉市《28.3.29》、草加市《28.4.26》、白鷹町《28.5.13》

10) 会員管理マニュアルの整備について

段階別会員管理規程の改正により「中断掛金の取扱い」、「完納超長寿の所在不明会員の取扱い」等の事項が追加されたことに伴い、従前に比べ、会員向けに交付すべき書類や告知すべき事項等の義務規定が増えたため、各社で段階別会員管理規程の実施状況が確認できるチェックリストを作成し、共有を図った。

11) マイナンバー制度について

平成28年1月より施行されたマイナンバー制度に対して、施行日及び実質対応すべき時期、マイナンバーの取得方法、マイナンバー取得に伴う管理体制の整備（規程も含む。）について周知させた。

12) 個人情報保護法改正について

今後施行される改正個人情報保護法について、個人情報の定義の明確化、適切な規律の下で個人情報等の有用性の確保、個人情報の保護を強化、個人情報保護委員会の新設等、主要改正点をまとめ、会員各社に共有を図った。また、今後もガイドライン等で共有が必要な事項が出てきた場合には、引き続き情報の共有を行う。

13) 生前予約の一時払い型の自主規制について

集団訴訟法等への対応として、①生前予約の一時払い型の対象条件を明確化すること、②前払式特定取引契約とは別の契約であること、③解約手数料は手数料金額・水準を明記していたが、各社のコスト体質が違うため、各社の入会から解約までかかるコストを基に算出すること、④全互協が年1回管理する際に徴求する書類を明確化こと等を踏まえた改正を行い、生前予約の一時払い型の自主規制が対象となる互助会に対して、説明会を行い、周知した。

14) 互助会加入者の移籍取扱いについてのガイダンスについて

互助会加入者の移籍取扱いについてのガイダンスの移籍手数料について、現行解約手数料が従来より引き下げられており、移籍後に解約された場合、受け入れ互助会にリスクがあるため、移籍後3年以内に解約があった場合には、送り出し互助会に移籍手数料と解約手数料の差額を解約返金した日から90日以内であれば請求できる形とした。第24回理事会で議決され、第6回総会で報告する。

委員会開催 12回（開催月 6、7、8、9、10、11、12、1、2、3、4、5月）

小委員会開催 14回（開催月 6、8、9（3回）、11（2回）、12、1、2、3（2回）、5（2回）月）

2. 政策事業（政策委員会）

1) 財務状況等監督・立入検査方針について（ポスト27年問題）

平成27年6月26日に商取引監督課より「前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会）」に対する財産の状況等に関する監督・立入検査について」（いわゆるポスト27年）の説明を受けた。全互協として、流動比率、負債倍率の取り扱い等についての確認事項を商取引監督課に提出、行政の事業者に対する説明会において明確な説明が行われた。また、現在27年問題の未達成の事業者について、行政と連携し、個別に対応を行っている。

2) 「オーダーメイド型約款」について

「オーダーメイド型約款」は、商取引監督課坂本課長に2月4日に説明（過去10月8日、12月1日に説明）。指定役務の拡大（納骨、式司祭者の手配、連絡サービス）については了解を得られ、今後はオーダーメイド型約款の説明に入る。

3) 情報開示について（情報開示規約について）

一昨年8月の定期総会で定めた「情報公開に係る自主基準」（平成26年8月26日制定）の情報公開のガイドラインにおいて開示することが規定された事項について、昨年8月総会で全互協の「情報開示規約」を制定し10月7日付で会員に通達を発出。なお、実態上の問題として、業界や行政から会員を引受けよう強く要請され、引受けた結果、財務が悪く見える互助会はについて、開示の工夫も含めどのように現実的な対応を行うかについて行政と調整を図るとともに全互協内でも協調した対応をとる必要がある。

4) 特定商取引に関する法律の改正及び消費者契約法の見直しに係る動きについて

平成27年12月に消費者委員会より、特商法及び消契法の報告書が出され、本年1月に答申として発表された。全互協として、他業界と連携し、互助会業界として、消費者委員会及び消費者庁に対して反対意見を述べるとともに、自主規制を強化することとした。結果、特商法及び消契法ともに業界にとって規制強化による過大な負担にはならない見込み。

5) 独居者・高齢者対策について（独居者等支援協定について）

独居者・高齢者の問題に対応するため、全互協が地方自治体と独居者・高齢者支援の協定を結ぶ支援策として検討している独居者等支援協定についての検討を行っている。

今後、全互協と締結するメリット、会自治体等行政においてのメリット等について検討を行う。

6) 新セーフティネット研究会、業界将来ビジョンについて

「新セーフティネット研究会」（座長：冠婚葬祭研究所寺坂所長）が7回開催された。冠婚葬祭産業の中長期展望検討委員会（座長：石井國學院大學副学長）が6回開催された。今後、6月までに報告書をまとめる予定。

7) 流動比率について

12月4日に商取引監督課坂本課長に「冠婚葬祭互助会の流動比率に対する問題点について」を説明。本年6月の業界の情報開示に向けて、流動比率の回答ぶりを行政と協議予定。

8) 業界内財務データの収集・整理について

昨年度実施した浜銀総研への財務データの集計業務を引き続き実施する。

3. 広報・渉外事業（広報・渉外委員会）

1) 広報の推進

消費者の業界に対する認知度や信頼度を向上するための広報を実施した。ホームページをリニューアルすると共に、会員サイトにおいて、総務委員会、研修委員会、コンプライアンス委員会と連携してモデル約款、外務員登録関係書類、コンプライアンス事業等に係る関係書類を掲載しその充実化を行った。

(1) ニュースリリースの発信（随時）

全互協の活動・互助会事業に関して、マスコミ等に適宜配信した。

実施したニュースリリース

社会貢献基金

(2) 全互協ホームページの全面リニューアル

①内容の充実化

ホームページの対象者を消費者や互助会会員に定め、ホームページにより全互協の高品質で安全・安心へのサービスの取組みや社会的活動等を広く発信することにより、全互協の認知度向上と消費者の高い信頼を獲得するためホームページの全面的リニューアルを行なった。

②住所不明等加入者の照会対応

加入者からの住所変更等の問合せフォームによる対応を継続して行なった。

③会員サイトのセキュリティの強化

会員サイトの安全性を確保するため、従来よりさらに安全な最新技術によるセキュリティについて検討を行なった。

(3) 出版物

互助会保証㈱との合同製作

「冠婚葬祭の歴史－人生儀礼はどう営まってきたか」

(4) 住所不明・超長寿対策広報推進

超長寿対策と協会、互助会イメージアップを目的にしたTVC Mを作成し、以下の通り放映した。

①放送局 BS日テレ

番組名 「笑点特大号」 15秒CM

日 時 11月1日～1月31日 毎月曜 19:00～19:54

②放送局 地上波全国30局スポット（TBS系列）15秒CM

日 時 2月10日～4月30日

(5) 広告の掲載

以下の通り広告を掲載した。

①株全互協事業センター

タイトル 身に付けたい冠婚葬祭マナー 2ページ

発行日 2015年9月

②メディア 中央公論新社

タイトル 婦人公論の本「家族の死」 1ページ

発行日 2016年3月8日

(6) 互助会通信

1. 定期発刊（偶数月）

加盟互助会等へ情報がより正確かつ効果的に提供できるように製作、発行を行なった。

2. あり方の検討

ホームページのリニューアルに伴うリニューアル後のホームページと互助会通信を併用した掲載方法を検討した。特に互助会通信の記事内容で会員に特化した情報はホームページ内の会員ページに、講演、セミナーなどの対外的な広報の要素を持つ記事については、ホームページ内のニュースや特集に掲載することを検討した。

また、紙面のサイズを現在のA3サイズからA4サイズの冊子タイプにするなど紙面の刷新について検討を行なった。

2) 社会貢献基金制度の推進

制度の充実と認知度の向上を図った。

(1) 一般公募による助成事業

社会貢献活動を行う各種団体等への助成並びに社会貢献に資する調査研究を行う団体、個人を支援するため、次のとおり一般公募により助成対象者を募集し、審査を経て助成を行なった。

・対象事業 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、環境・文化財保全、国際協力、調査研究

・募集期間 平成27年10月1日～平成28年2月29日

・審査期間 平成28年 3月1日～5月31日

・交付時期 平成28年 5月下旬
公募の結果206件の応募を受け付け、社会貢献基金運営委員会（平成28年4月25日）における審査の結果、7団体を交付対象とすることとし第24回理事会にて承認された。

(2) 助成事業中間報告会

助成事業の実施状況の確認のため、第16回助成団体について平成27年12月18日に助成団体の出席のもと、情報交換を行った。

(対象) • 任意団体 ARTS for HOPE • 社会福祉法人 桜雲会
• 公益財団法人 オイスカ • 國學院大學大学院特別研究員 田口裕子氏
• 國學院大學神道文化学部教授 • 副学長 石井研士氏（書面提出）

(3) 緊急助成事業

平成28年2月6日に台湾南部の高雄市で発生した地震災害に対して、平成28年2月17日に開催された正副会議にて社会貢献基金より100万円の義援金の拠出が承認され、3月3日に寄付を行なった。

また、平成28年4月14日に発生した熊本地震に対し、熊本県内に施設がある被災互助会6社の従業員の皆様に対して、お見舞金による支援を行なった。

(4) 社会貢献基金制度の充実化

制度内容の見直しを行い、既存の公募制度の他、災害時の支援内容の検討、災害の備蓄支援の検討、奨学金制度の検討などを行なった。

3) 渉外対策の強化

(1) 賛助会平成会との関係強化

賛助会平成会との協力関係強化策を実施した。

①新年賀詞交歓会時の鏡割りの実施 平成28年1月20日

②総会時の実施策検討

(2) 国際（アジア）交流の推進

互助会保証㈱で実施している「アジア冠婚葬祭業国際交流研究会」に協力を行った。

インド視察 平成28年2月13日～18日

広報・渉外委員会開催 10回（6・7・10・11・12・1・2・3・4・5月）

〃 小委員会開催 7回（6・8・10・11・12・3月（2回））

4. 研修事業（研修委員会）

1) 第25回経営者研究会の開催

第4回総会において、以下のとおり経営者研究会を開催した。

(第25回経営者研究会)

開催日 平成27年8月26日(水)
場所 エンジェルパルテ(広島市)
演題 広島発～ビジョナリーカンパニーを目指して～
講師 佐々木 茂喜氏(オタフクソース株式会社代表取締役社長)

2) 全互協ブランドの確立(施行サービスの向上)

(1) 全互協ブランド

全互協ブランド達成のためのガイドラインの検討、評価項目の策定を行っている。

策定の過程で、事業継承セミナー(11月16日実施)において意見収集を行った。

寄せられた意見を基に委員会(12月12日・2月9日)で修正を行い、細部の検討も行った(3月25日)。

(今後の予定・課題)

①評価項目の策定

正副会長・委員長会議、理事会を経て承認

②第三者機関の設置

評価スキームのフロー、規程の制定を経て、理事会で承認可決の上、設置へ

③認定方法、認定手順の確立

全互協ブランドマークの策定と配布方法、認定証の作成、更新制の検討、

第三者機関の関与(位置付)、スキームの規程の制定

④加盟各社への周知

ブロック会議、説明会の実施を検討

⑤ウェブサイトでの情報発信

(2) 役務サービスの内容確認

見積書や請求書において、契約約款に定めたとおり役務サービスの提供を行っていることを明示し、単純に前受金を差し引くのではなく、互助会契約による特典と契約外費用における会員割引とをはっきりと区別し、役務サービスの数量追加やグレードアップ時の差額の積算根拠について消費者が容易に理解出来るような様式モデルを策定(第21回理事会承認／平成27年12月16日)し、ブロック会議で説明及び会員専用サイトへアップロードし周知を図った。

3) ブライダルプロデューサー資格認定制度の推進

(1) ブライダルプロデューサー必修講座

婚礼業務経験5年以上を有する者(マスター級講座)と、1年以上勤務している従業者(チーフ級講座)を対象とするブライダルプロデューサー必修講座を開講した。

〈第11回ブライダルプロデューサー必修講座〉

募集期間 平成27年 8月～10月

実施時期 平成27年 10月～12月

研修形態 通信教育

受講者数 301名（マスター級：61名／チーフ級：240名）

修了者数 285名（マスター級：59名／チーフ級：226名）

(2) ブライダルプロデューサー資格認定試験

ブライダルプロデューサー必修講座の修了者を対象とする認定試験及びマスター級認定試験の受験者を対象とする講習会を実施した。

＜第11回ブライダルプロデューサー資格認定試験＞

実施日 平成28年3月8日（火）

場所 アンフェリシオン（本部兼試験会場、講習会会場）

ベルクラシック札幌フローラ（札幌会場）

パレスへいあん（仙台会場）

ザ・グランドティアラ名古屋駅前（名古屋会場）

マリアージュグランデ（京都会場）

RITZ5（福岡会場）

受験者数 263名（マスター級：55名／チーフ級：208名）

合格者数 252名（マスター級：51名／チーフ級：201名）

(3) 講習会（マスター級以上対象）の実施

マスター級の受験者、マスター級及びグランドマスター級の更新対象者を対象として講習会を実施した。

＜講習会＞

実施日 平成28年3月8日（火）

場所 アンフェリシオン

受講者 78名

(4) ブライダルプロデューサーの更新手続等

マスター級以上の資格を有し、本年度末で取得から満5年となる者を対象として、試験及び更新登録の手続きを行った。更新手続きを経た者には、グランドマスター級資格を授与し、認定証及びIDカードを交付した。

＜更新試験＞

実施日 平成28年3月8日（火）

場所 アンフェリシオン

更新者数 20名

(5) ブライダルプロデューサー必修講座テキスト（教材）の改訂に伴う特別措置の実施

第5～9回までの必修講座を受講しつつ修了していない者、または第5～9回までの必修講座を修了しつつ認定試験に合格していない者を対象に、特別措置として希望者に教本を特別価格6480円で発行、または特別価格8640円で必修講座の再受講が受けられる措置を講じた。

4) 事業継承セミナーの開催

若手経営者及び次期後継者や、互助会の実務を担ってきた実務関係者及び将来の幹部候補など幅広い参加を得て、事業継承に資する講座やグループ討議、発表形式等による勉強の場として講演等のセミナーを企画し、以下のとおり開催した。

(第 19 回事業継承セミナー)

開催日 平成 27 年 11 月 16 日（月）

場 所 ザ・グランドティアラ名古屋駅前

参加者 60 名

第一部講演『 経営とは”継承”－継続して栄えなければ意味がない 』

講師 宗 次 徳 二 氏

カレーハウス CoCo 壱番屋 創業者

第二部討論『 全互協ブランドと互助会評価項目について 』

研 修 委 員 会

(第 20 回事業継承セミナー)

開催日 平成 28 年 5 月 30 日（月）

場 所 代官山鳳鳴館

参加者 78 名

第一部講演『 ホスピタリティーの真髄 』

講師 四 方 啓 嘉 氏

大手前大学現代社会学部教授

（元リッツ・カールトン大阪副総支配人）

第二部見学『 代官山鳳鳴館 』

5) 海外研修の実施

ニュージーランドにおけるブライダルとフューネラルの最新事情を視察するために、以下のとおり企画し実施した。

<2015 年度ニュージーランドにおけるブライダル＆フューネラル視察研修会>

日 程：平成 28 年 4 月 5 日～4 月 11 日

訪問都市：クライストチャーチ、クイーンズタウン、オークランド

参 加 者：37 名（30 社）

6) 葬祭ディレクター技能審査試験への協力等

(1)葬祭ディレクター技能審査試験運営への人的支援

平成 26 年度の葬祭ディレクター技能審査試験運営のために試験委員等の人的支援を行った。また、同協会の理事、中央試験委員、支部長、支部事務局長（以下、「役員等（全互協関係）」という。）と研修委員会との合同会議を開催した。

<合同会議>

日 時 平成 27 年 10 月 13 日（木）

実施場所 コンベンションハウスA P品川
出席者数 36名

(2) 葬祭ディレクター技能審査試験受験者への研修支援

葬祭ディレクター技能審査試験事前講習会実施することを目的とした各ブロックからの申請に基づき、研修支援として助成金を交付した。同講習会は、以下の日程で行われ、加盟互助会 102 社が参加して合計で 535 名が受講した。

<葬祭ディレクター技能審査試験事前講習会>

北海道	平成 27 年 8 月 4 日	36 名 / 4 社参加
東 北	平成 27 年 8 月 27 日	48 名 / 13 社参加
北関東	平成 27 年 7 月 30 日	87 名 / 17 社参加
東 京	平成 27 年 8 月 5 日	86 名 / 16 社参加
南関東	平成 27 年 7 月 30 日	67 名 / 11 社参加
中 部	平成 27 年 8 月 11 日	79 名 / 19 社参加
近 畿	平成 27 年 8 月 5 日	68 名 / 6 社参加
中 国	—	—
四 国	平成 27 年 8 月 21 日	38 名 / 6 社参加
九 州	平成 27 年 7 月 7 日	26 名 / 10 社参加

委員会開催 8回（6月、8月、10月、11月、12月、2月、3月、4月）
小委員会開催 2回（6月、10月、）

5. コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

1) 第 8 回互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会の実施について
消費者保護の更なる取り組み強化に向けて、加盟互助会各社の経営者並びにコンプライアンス責任者、監査担当者を対象に研修会を実施した。

実施日 平成 28 年 2 月 24 日(水) 午後 1 時～3 時 30 分 (アンフェリシオン)
2 月 25 日(木) 午後 1 時～3 時 30 分 (マリアージュグランデ)

講 演 ①経営者対象

「最新コンプライアンス事件を読み解く

～問われる企業の危機管理能力と初期対応～」

②コンプライアンス責任者等対象

「効率の良い教育と監査のやり方

～とりあげるべき最新テーマとチェックポイント～」

③説明事項(平成 27 年度全互協重要通達と改訂コンプライアンス第 3 版)

講 師 水沼一郎 氏 (みずほ総合研究所株) 参事役)、コンプライアンス委員会

受講者 277 名 (154 社参加)

2) コンプライアンス体制強化に伴う教育実施報告書並びに監査報告書の提出に係る実効性の確保について

前年度に引き続き、会員互助会各社の更なるコンプライアンス体制強化に向けたコンプライアンス教育実施報告書並びにコンプライアンス監査報告書を加盟互助会各社に対し徴求した。

教育実施報告書 197 社 (87.0%)

監査実施報告書 183 社 (84.4%)

3) 会員管理対策の推進について

「互助会各社における段階別会員管理の実施状況」に係るアンケート調査を 9 月～12 月にかけて実施した結果、231 社中 203 社から回答を回収した。

アンケートの結果をもとに段階別会員管理の実施状況について、第 22 回理事会(28. 1. 20 開催)において報告を行った。

4) 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制の実効性の確保について

加盟互助会全社に対し、生前予約の一時払い型契約の募集についてアンケート調査を実施し、加盟互助会 231 社中 208 社 (90.0%) より回答を得た。

同アンケートの回答をもとに、協会自主規制に照らし確認したところ、「一時払い型」の生前予約契約を取り扱う募集会社が 26 社あることが判明し、当該 26 社の情報を協会において登録した。

5) 互助会契約に係るクレーム撲滅への取り組みについて

(1) クレームのフィードバック

毎月、消費者相談センターに寄せられる苦情の中から、互助会側に問題があると思われる事例を抽出し分析するとともに、外務員教育責任者研修会、コンプライアンス研修会において事例を公表した。

(2) 『いままでも これからも 頼りになる冠婚葬祭互助会』キャンペーン

平成 28 年 1 月 1 日（金）～5 月 31 日（火）の間にクレーム絶無のためのキャンペーン活動を実施した。期間中は毎月各社ごとに苦情件数を集計して、その結果を当協会正会員代表者宛に送付した。また、キャンペーン用のポスターを制作し、加盟互助会へ配布して社の事業所内へ掲示するなど、クレーム撲滅への意識の高揚を図った。

その結果、同期間中に全互協消費者相談センターに寄せられた苦情件数は、88 件であった。

6) 冠婚葬祭互助会コンプライアンスガイドブックの見直しについて

平成 27 年 3 月改訂以降のモデル約款や段階別会員管理規程の改正及び全互協通達、および関係法令等の改正を踏まえ、コンプライアンスガイドブックを改

訂（第23回理事会承認）し、ブロック会議で説明及び会員専用サイトへアップロードして周知を図った。

7) 外務員登録制度の推進

① 外務員教育責任者研修会を各ブロックで開催した。

北海道	10月29日	ベルクラシック札幌フローラ	17名
東 北	10月30日	パレスへいあん	35名
北関東	11月 5日	大宮サンパレス	31名
東 京	10月14日	メモリアルセレス千代田21	15名
南関東	10月28日	ホテルサンライフガーデン	20名
中 部	11月 6日	ザ・グランドティアラ名古屋駅前	32名
近 畿	11月 6日	マリアージュ・グランデ	25名
中 国	10月30日	エンジェルパルテ	12名
四 国	10月30日	マリベールクラシック	9名
九 州	11月 4日	RITZ5	41名
合 計			237名

また、何らかの事由により、上記研修会に参加出来なかった教育責任者を対象として、以下の日程で教育責任者研修会（補講）を実施した。

補 講 12月10日 全互協「会議室」 18名（15社）

② 外務員登録試験の実施

新規に登録する外務員を対象として、各地で外務員登録試験を実施。

第Ⅰ期 [夏] 試験	実施日：8月20日	受験者数 1,224名	合格者数 1,222名
第Ⅱ期 [秋] 試験	実施日：11月19日	受験者数 2,049名	合格者数 2,048名
第Ⅲ期 [冬] 試験	実施日：2月18日	受験者数 4,605名	合格者数 4,596名
第Ⅳ期 [春] 試験	実施日：5月19日	受験者数 6,348名	合格者数 6,328名

③ 外務員登録者の更新・再発行

申請受付 平成27年12月18日～平成28年2月12日

交付時期 平成28年4月下旬

④ 外務員登録制度の継続的改善

- 自主規制化への対応含め、外務員登録制度の見直し、費用面の検討などを行う。

⑤ 外務員教本の改訂

ワーキンググループで改訂作業を実施している。平成28年5月末完成。

第1回WG	8月 3日	概要説明等
第2回WG	9月 9日	骨子案検討
第3回WG	11月26日	骨子案検討、第一稿検討、見本組回答
第4回WG	12月22日	第二稿検討

第5回WG	1月13日	第三稿検討
第6回WG	1月28日	第四稿検討
第7回WG	3月14日	校正等
第8回WG	4月14日	校正等

⑥ 外務員登録更新未手続者の手続き

平成28年2月19日頃文書発信～3・4月のブロック会議に合わせてブロックにおいて実施しており、これに併せて3月16日全互協事務局でも実施した。発行は第4回登録試験手続きを優先するため6月以降。

北海道	4月13日	2名
東 北	4月25日	10名
北関東	4月4日・4月5日	9名
東 京	4月14日	10名
南関東	4月4日	2名
中 部	3月28日	23名
近 畿	3月29日	3名
中 国	3月24日	19名
四 国	4月22日	4名
九 州	4月13日	28名
全互協	3月16日	47名

合計 157名

⑦ 外務員登録制度の継続的改善

- 外務員の更なる質的向上と消費者クレームの減少を図るために、保険業界等における登録試験制度について研究し、協会においても試験日を統一して外務員登録試験を実施した。また、各地域で複数社が合同で試験を行うよう試験会場の集約について議論した。
- 保険業界等で使用される訪問販売に関する教材を研究し、外務員教本及び外務員登録試験問題の見直しについて検討した。
- 外務員登録試験の実施回数拡大に伴うブロック等の事務負担を軽減するために、第三者による試験監督及び試験運営等の委託について議論した。

⑧ 外務員登録制度の普及・P R活動

加盟互助会に対し、自主規制化を睨み、当協会が定める教育カリキュラムによる一定教育の必要性を説き、加盟互助会等において外務活動に従事する者が漏れなく登録されるよう制度の普及を図った。

委員会開催 6回（開催月6月、9月、10月、11月、2月、3月）

小委員会開催 8回（開催月8月、9月、11月、12月、1月×2回、3月、4月）

6. 儀式継創事業（儀式継創委員会）

1) 儀式文化継承のための検討と発信

古来より続く儀式の本質の部分がややないがしろにされてきている（形骸化）ため、二大儀式文化（婚礼・葬儀）の過去（戦後）、七五三等の人生儀礼の歴史と意味を整理し、互助会が歴史的にどのような役割を果たし、どのように評価されてきたのかを検討するとともに、継承すべきものが何かを整理・検討し、その大事さを訴える活動を外向きに行う。

この活動に向けて、まず婚礼・通過儀礼アンケート、葬儀アンケートをそれぞれ実施した。また内容は國學院大學神道文化学部長石井研士教授に監修していただいた。プレ実施ののち、本アンケートの実施に入った。

婚礼・通過儀礼アンケート 項目数 62 葬儀アンケート 項目数 42

回収件数 葬儀アンケート 9,762 件 婚礼・通過儀礼等アンケート 10,023 件

どちらのアンケートもWebツールを活用したもので、PC、モバイル等で回答できるもの。データが膨大なことから、年代別における比較について報告書を作成している。また、歴史との関係についてもさらに紐解くため、世相も含めた冠婚葬祭に関する年表を作成した。HPで公開する予定。これについても石井研士氏の監修を受けた。

2) 儀式創新

海外の慣習や商業的施策により、新たな儀式や特定地域での儀式の認知拡大を受け、前年度の儀式創新について更に深堀りを行った。

また、儀式の大切さをとり戻すため、儀式再興プロジェクトを進めており、

1. 人生儀礼 日本のしきたり
2. 正月行事と年中行事のしきたり

についてプログラムを作成した。完成したプログラムについては、成人に向けては加盟互助会がイベント等を実施して実践してもらうように奨める。また、小・中学生に向けては文部科学省が推進している土曜学習応援団を始め、対外イベント等において、プログラムを用いて実践していただき、実施後は簡単な実践報告書を写真とともに全互協に送付してホームページに掲載すること、等を検討している。

なお、小・中学生向けのプログラムは広報・渉外委員会と合同で、講談社にて図書館、小中学校向けの蔵書としての本を作成しており、これをテキストとして使用することになっている。

3) 他団体とのコラボレーション

① 全日本仏教会／全日本佛教青年会

仏教会との交流について、全日本仏教会青年部といった団体との交流を図り、コラボの可能性を探る。

9月18日…全日本仏教会青年部・新理事長就任祝賀会参加

1月26日…全日本仏教会 新年懇親会 参加

4月26日…全日本佛教青年会主催 仏法興隆花祭り千僧法要（東大寺）参加

平成28年7月6日の「ユーラシア・ジャズフェア」内での対談を計画中（広報・渉外委員会と合同

で検討…平成28年3月4日、4月13日実施)

② フューネラルビジネスフェア（横浜パシフィコ）

下記のイベント

平成28年7月5日・6日 ブース出展

7月5日 シンポジウム

7月6日 特別対談

の実施について検討を行った。

③ 全日本ブライダル協会／日本ジュエリー協会

「アニバーサリーを推進する会」に参加（第1回…7月21日、第2回…9月9日、第3回…11月11日 第4回…2月10日 第5回…4月13日）

4) 公開講座の実施

○ 平成27年度公開講座

前年度（第2回講座）から引継ぎ公開講座の開催運営を行った。

テーマ：豊かに生きる—納得できる死を迎えるために—

第1回講座 5月19日（火）私たちは死を望んでいるか 國學院大學教授 石井 研士

第2回講座 6月23日（火）映画で語る人の死とは 映画パーソナリティ 襟川 クロ

第3回講座 7月14日（火）墓と火葬・記憶の中へ - 第一生命経済研究所主席研究員

小谷 みどり

第4回講座 10月20日（火）死とグリーフケア 国際宗教研究所研究員 小川 有閑

第5回講座 11月10日（火）現代社会の中で死と向き合う 作家・臨済宗僧侶 玄侑 宗久

一般参加者34名、協会関係者74名 合計108名

○ 平成28年度公開講座

実施内容の検討を経て次の通り実施することを決めた。なお共催者に(株)冠婚葬祭総合研究所が加わることになる。

テーマ 少子高齢化社会における温かい生活を求めて －現代社会の抱える課題から－

第1回 現代社会が抱える課題 みずほ情報総研㈱主席研究員 藤森 克彦

第2回 高齢者の独り暮らしを取り巻く課題 NHKチーフ ディレクター 板垣 淑子

第3回 介護社会を温かく生きる 有料老人ホーム・介護情報館 館長 中村 寿美子

第4回 都市と地方のお寺事情 僧侶・ジャーナリスト 鵜飼 秀則

第5回 少子高齢化社会と温かい未来に向けて 國學院大學教授・副学長 石井 研士

一般参加者16名、協会関係者71名 合計87名 (5/12現在)

事業継創委員会開催 8回 (6・7・10・11・12・3・4・5月)

小委員会開催 1回 (2月)

7. 互助会加入者権利保護事業（互助会加入者施行支援機構運営委員会）

1) 互助会加入者施行支援機構運営委員会及び同審議会の開催

互助会加入者施行支援機構運営委員会において、問題互助会を認定、引受互助会を選定し、互助会加入者施行支援機構運営審議会は、互助会加入者施行支援機構運営委員会の決定を受け問題互助会及び引受互助会の承認と支援補助金額を決定した。

- 2) 互助会加入者施行支援機構の役務保証資金の運用について
役務保証資金の運用については、新設された運用委員会に引継を行った。

互助会加入者施行支援機構運営委員会 3回（7月、9月、4月）
互助会加入者施行支援機構運営審議会 2回（9月、4月）

8. 互助会契約者保護機構事業（互助会契約者保護機構運営委員会）

- 1) 互助会契約者保護機構運営委員会及び同監査委員会の開催

互助会契約者保護機構運営委員会は、互助会加入者施行支援機構運営委員会において、問題互助会を認定、引受互助会を選定し、その決定を受け問題互助会及び引受互助会への支援及び引受保証の承認と支援補助金額を決定する事案がなかった。

- 2) 当協会退会に伴う返金について

互助会契約者保護機構に加盟している互助会が、今般、当協会を退会したことに伴い、互助会契約者保護機構からの退会及び基礎基金の返還について議決し、その後第24回理事会に上程し承認されたため、退会手続き及び基礎基金の返還を行った。

契約者保護機構運営委員会 2回（4月、5月）
契約者保護機構監査委員会 1回（5月）

9. 運用委員会

互助会加入者施行支援機構及び互助会契約者保護機構の資産に対する運用規程、ポートフォリオの整備を検討するものの、マイナス金利導入に伴い、運用環境が急激に悪化したため、運用環境が改善することが確認できるまでは、延期することとなった。

委員会開催 3回（11月、12月、2月）

10. 経営相談室

27年問題に関連し、自主廃業等の相談対応を行い、引受案件においては、施行支援機構、保護機構、保証会社との連携し、対応を行った。

11. 政策統括室

総務・政策委員会の重要案件や割販法改正の検討に対し、サポートを行った。

12. 事務局

- 1) 個人情報保護のためのプライバシーマーク付与適格性審査事業

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という）のプライバシーマーク指定審査機関として、当協会の正会員、準会員からの申請をもとにプライバシーマーク付与適格性審査を行うとともに、付与事業者等からの事故報告に基づく注意喚起、個人情報保護マネジメントシステムの円滑な運用に関わる情報提供を行った。

本年度は、新規申請を1件、更新申請を27件、合併申請を1件の合計29件の申請を受理し、文書審査、現地審査などの予備審査を経てプライバシーマーク審査会を開催し、合計24社（新規申請：1社、更新申請：24社）を認定した。

審査会開催 3回（7月、11月、3月）

2) 消費者相談事業の推進

「全互協消費者相談センター」の相談事業を実施し、加入者の利便を図るとともに、コンプライアンス委員会と連携し、互助会の苦情処理情報の共有化などを進めた。平成27年度の相談件数は、1,763件、対前年度比+12.9%増となり、その内、苦情件数は、同▲10.5%減となっている。

3) 税制問題の検討

印紙税等については総務委員会と連携して検討した。

III. 会長名で発信した主要文書

1. 全互協 27 発第 29 号(平成 27 年 10 月 5 日)

会員代表者様

「情報開示規約について」

2. 全互協 27 発第 30 号(平成 27 年 10 月 28 日)

会員代表者殿

「完納超長寿の所在不明会員の取扱いについて（再周知）」

3. 全互協 27 発第 31 号(平成 27 年 12 月 16 日)

会員代表者様 コンプライアンス責任者様

「法令遵守と苦情の低減に向けた取り組み等について」

4. 全互協 27 発第 37 号(平成 28 年 5 月 19 日)

会員代表者殿

「段階別会員管理規程のチェックリストについて」

5. 全互協 27 発第 38 号(平成 28 年 5 月 25 日)

会員代表者様

「割賦販売法に基づく立入検査における指摘事項への対応状況について」

IV. 会長名で受信した主要文書

1. 平成 27 年 8 月
経済産業省 情報経済課
「中小企業対象「マイナンバーの適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）説明会」開催について」
2. 平成 27 年 11 月
東京労働局労働基準部 健康課長
「Safe Work TOKYO 「産業保健フォーラム IN TOUKYO 2015」の開催について」
3. 平成 27 年 12 月
内閣官房内閣審議官 文部科学省高等教育局長 厚生労働省職業安定局長
経済産業省経済産業政策局長
「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）」
4. 平成 28 年 1 月
経済産業省商務情報政策局商取引監督課
「個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告について」
5. 平成 28 年 1 月
厚生労働省職業安定局 若年者雇用対策室
「平成 28 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について」の再送について」
6. 平成 28 年 1 月
厚生労働省職業安定局 生田 正之
「公正な募集・採用について」
7. 平成 28 年 3 月
文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎
厚生労働省職業安定局長 生田 正之
「平成 29 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について」
8. 平成 28 年 4 月
文部科学省高等教育局学生・留学生課長
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
文部科学省初等中等教育局高等教育改革 P T リーダー
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室長
「平成 28 年熊本地震により被災した学生・生徒等への配慮について（要請）」の送付について
9. 平成 28 年 4 月
経済産業省経済産業政策局企業行動課
「消費税軽減税率制度の導入に向けた今後の対応について」

V. 総会

第4回総会は、平成27年8月26日(水)エンジェルパルテにおいて開催された。

来賓を代表して経済産業省商取引監督課前払式取引担当課長補佐狩野浩幸氏からご挨拶を頂いた。

総会は、加盟正会員232社中、本人出席116社、委任状出席97社、合計213社が出席し、有効に成立した旨報告があった。続いて議事録署名人に齋藤斎議長、小泉博久理事、永島健次理事の3名が選任され議事に入り、次の議案3件が審議され、原案通り承認された。

第一号議案 特商法改正の動きについて

第二号議案 互助会ビルについて

第三号議案 理事の選任(案)について

第5回総会は、平成28年1月20日(水)アンフェリシオンにおいて開催された。

来賓を代表して経済産業省商取引監督課長坂本里和氏からご挨拶を頂いた。

総会は、加盟正会員231社中、本人出席128社、委任状出席81社、合計209社が出席し、有効に成立した旨報告があった。続いて議事録署名人に齋藤斎議長、大石竜二理事、小泉博久理事の3名が選任され議事に入り、次の議案1件が審議され、原案通り承認された。

第一号議案 (一社)全互協の自主規制団体化について

VII. 理事会

本年度は8回開催された。主な内容は次のとおりである。

第17回(平成27年7月7日)

1. 会員入会について

第18回(平成27年8月5日)

1. 平成26年度事業報告書(案)及び平成27年度計画書(案)について
2. 平成26年度決算報告書(案)並びに平成26年度予算対比正味財産増減計算書(案)及び平成27年度正味財産予算書(案)について
3. 公益目的支出計画実施報告書等(案)の提出について
4. 第4回総会の招集(案)について
5. 会員入会について
6. 理事の選任(案)について
7. 特商法改正の動きについて
8. 法制化機構に係る検討について
9. 互助会ビルについて

第19回(平成27年8月26日)

1. 顧問の推薦及び常務理事の選定について
2. 情報開示規約について

第 20 回（平成 27 年 10 月 21 日）

1. 「法律問題研究会」の開催について
2. 「業界将来ビジョン等検討委員会」の開催等について
3. 見積書等のモデル様式について
4. 加入手数料(仮称)について
5. 自主規制団体化について
6. 加入者支援機構への加盟について
7. 加入者支援機構の資金運用について

第 21 回（平成 27 年 12 月 16 日）

1. 会員入会(賛助会員)について
2. 第 5 回総会(臨時)(28. 1. 20)の日程について
3. 自主規制団体化(案)について
4. 独居者支援協定について
5. 新組織の立上げについて
6. 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制について
7. 割賦販売法改正に基づく立入検査における指摘事項の改善取り組みについて
－見積書、請求書モデルの提示－
8. 運用委員会の委員長の承認について

第 22 回（平成 28 年 1 月 20 日）

1. 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制について
2. 理事及び監事の推薦のお願いについて
3. 社会貢献基金運営委員会の委員委嘱(案)について
4. 外務員登録制度の更新について

第 23 回（平成 28 年 3 月 16 日）

1. 独居者等支援協定について
2. (一財) 冠婚葬祭振興財団について
3. 「冠婚財団の事業検討 P T」の立上げについて

第 24 回（平成 28 年 5 月 18 日）

1. 平成 28 年度事業計画書(案)について
2. 平成 28 年度正味財産予算書(案)について
3. 自主規制に係る諸規程の見直しについて
4. 立入検査の検討事項に関する今後の対応方針について
5. 互助会加入者の移籍取扱いについてのガイダンスについて
6. オーダーメイド型約款等について
7. 互助会加入者施行支援機構運営管理規約の変更について
8. 平成 28 年熊本地震に係る全互協の対応について(案)
9. 平成 27 年度社会貢献基金助成(案)について
10. 互助会契約者保護機構の基礎基金の㈱ライフランドへの返金等について
11. 平成 28 年度会議年間予定(案)について

VII. ブロック会議

本年度は、次のとおり合計20回（前年度20回）開催され、全互協事務局の他、各経済産業局、互助会保証（株）、日本割賦保証（株）から来賓として臨席頂いた。秋季（9月～11月）ブロック会議では、各委員会の取り組み状況について、各ブロックに所属する委員会委員から報告が行われたほか、見積書等のモデル様式について、割賦販売法に基づく立入検査における指摘事項の改善事項として周知したこと、自主規制団体化について、冠婚葬祭互助会業界が不招請勧誘等の適用除外の可能性を残すために、（一社）全互協が、（一社）訪問販売協会と同様な自主規制団体化を行うことなどの報告が行われた。また、春季（3月～4月）ブロック会議では、独居者等支援協定について、独居者・高齢者が行政等に葬儀等の相談を行った場合に、各種サービスを提供できる体制整備を行うこと、（一財）冠婚葬祭文化振興財団について、立ち上げを行い、広く冠婚葬祭等の文化振興を行うことなどの報告が行われた。

開催状況 20回

北海道	2回	東 北	2回	北関東	2回	東 京	2回	南関東	2回
中 部	2回	近 畿	2回	中 国	2回	四 国	2回	九 州	2回

VIII. 会 費

1) 平成27年度の会費の納入状況

正 会 員	231社	189,150千円	(納入率 100%)
準 会 員	11社	220千円	(納入率 100%)
贊助会員	64社	6,210千円	(納入率 100%)
計	306社	195,580千円	(納入率 100%)

会 費 明 細 書（正会員年会費）

期 首 会 員	233 社
加 入 会 員	1 社
退 会 会 員	11 社
期 末 会 員	223 社

会費（均等割会費 300,000+比例割平成 26.3.31 現在 前受金残高）							(単位：円)	
		均等割	比例割	計	会員数		会費計	
(A)	500 億円以上	300,000	+ 1,560,000	= 1,860,000	× 5 社	=	9,300,000 円	
(B)	400 億円以上 ~ 500 億円未満	300,000	+ 1,500,000	= 1,800,000	× 7 社	=	12,600,000 円	
(C)	300 億円以上 ~ 400 億円未満	300,000	+ 1,460,000	= 1,760,000	× 9 社	=	15,840,000 円	
(D)	250 億円以上 ~ 300 億円未満	300,000	+ 1,200,000	= 1,500,000	× 6 社	=	9,000,000 円	
(E)	200 億円以上 ~ 250 億円未満	300,000	+ 1,090,000	= 1,390,000	× 7 社	=	9,730,000 円	
(F)	150 億円以上 ~ 200 億円未満	300,000	+ 990,000	= 1,290,000	× 7 社	=	9,030,000 円	
(G)	100 億円以上 ~ 150 億円未満	300,000	+ 890,000	= 1,190,000	× 26 社	=	30,940,000 円	
(H)	80 億円以上 ~ 100 億円未満	300,000	+ 740,000	= 1,040,000	× 13 社	=	13,520,000 円	
(I)	60 億円以上 ~ 80 億円未満	300,000	+ 640,000	= 940,000	× 10 社	=	9,400,000 円	
(J)	40 億円以上 ~ 60 億円未満	300,000	+ 540,000	= 840,000	× 14 社	=	11,760,000 円	
(K)	30 億円以上 ~ 40 億円未満	300,000	+ 420,000	= 720,000	× 12 社	=	8,640,000 円	
(L)	20 億円以上 ~ 30 億円未満	300,000	+ 350,000	= 650,000	× 13 社	=	8,450,000 円	
(M)	10 億円以上 ~ 20 億円未満	300,000	+ 280,000	= 580,000	× 22 社	=	12,760,000 円	
(N)	5 億円以上 ~ 10 億円未満	300,000	+ 140,000	= 440,000	× 22 社	=	9,680,000 円	
(O)	3 億円以上 ~ 5 億円未満	300,000	+ 100,000	= 400,000	× 11 社	=	4,400,000 円	
(P)	3 億円未満	300,000	0	= 300,000	× 47 社	=	14,100,000 円	
							計 231 社	= 189,150,000 円

IX. 会員の移動

平成 27 年度末の会員数は、正会員 223 社、準会員 11 社、賛助会員 64 社で、入・退会状況は、次のとおりである。

1) 入 会

① 正会員 1 社 株式会社ブライダルサークル牧安

② 賛助会員 2 社 スピックバンスター(株)
(株)法輪

2) 退 会

① 正会員 11 社 (株)岩手互助センター
(株)ライフランドいわき
(株)互助システムサークル
(有)山形中央冠婚葬祭互助会
(株)ライフランド千葉
(株)愛典福島屋
(有)西武葬儀社

(株)葵式典
(株)お世話センター
(株)ベルモニー岡山
(株)原田屋

② 賛助会員 2社 セキセイ(株)
ジブラルタ生命保険(株)

X. 監 査

平成27年度決算については、平成28年8月2日付けで会計監査人より監事に対する報告が実施された。これを受け平成28年8月2日に現預金残高並びに証憑書類等の検証が行われ、あわせて事業報告についても監事監査が行われた。

XI. その他の

互助会許可状況

平成28年5月末現在の互助会数は、次のとおりである。

- | | |
|------------------|-------|
| 1) 全互助会数 (A) | 264社 |
| 2) 全互協加盟互助会数 (B) | 223社 |
| 3) 加盟率 (B/A) | 84.4% |

(平成27年度事業報告の附属明細書について)

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書として記載するべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。